

# 県内市町給与・定員管理の状況について

香川県政策部自治振興課

行政・公務員グループ

令和7年12月

## 1 市町の給与の状況について

地方公務員の給与の状況については、総務省が毎年4月1日現在の全地方公共団体における地方公務員の給与に関する実態調査（「地方公務員給与実態調査」）を行っており、令和7年4月1日現在の県内市町の状況をとりまとめたので、公表します。

なお、地方公務員法第58条の2に基づく人事行政の運営等の状況の公表や各市町のホームページに掲載されている「地方公共団体給与情報等公表システム」においても、給与の状況について公表されています。

（県のホームページ（[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8\\_9\\_2/wwgh4y161226153548.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_9_2/wwgh4y161226153548.shtml)）でリンクを行っています。）

### ポイント

国より行政職給料表の号級数が多い団体は14団体

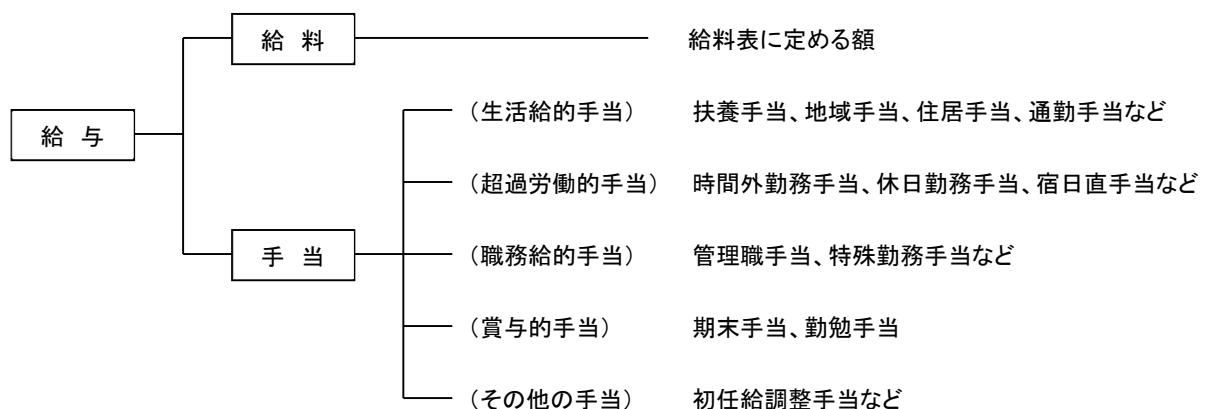
→② 給料表の状況（一般行政職）

（均衡の原則）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

（地方公務員法第24条第2項）

【参考】職員の給与体系



① 職員数、平均給料月額、平均給与月額、平均経験年数、平均年齢の状況

①-1 一般行政職の状況

市町名	職員数 (人)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 (円)	平均経験 年数	平均年齢
高松市	1,533	329,500	413,900	19.3年	41.9歳
丸亀市	450	325,600	406,299	19.9年	42.4歳
坂出市	294	316,900	406,503	17.5年	40.3歳
善通寺市	149	330,000	397,200	20.0年	43.1歳
観音寺市	274	325,200	380,118	20.3年	42.8歳
さぬき市	237	345,200	403,148	22.4年	44.5歳
東かがわ市	191	332,300	395,658	21.1年	43.6歳
三豊市	359	327,900	374,476	20.1年	43.1歳
土庄町	112	301,900	353,260	17.6年	40.3歳
小豆島町	127	314,000	373,405	19.4年	42.8歳
三木町	133	316,700	377,548	17.9年	41.1歳
直島町	44	327,000	435,494	21.5年	43.7歳
宇多津町	73	318,200	385,256	19.3年	42.7歳
綾川町	103	323,900	378,357	18.6年	41.8歳
琴平町	81	310,400	367,153	20.3年	42.8歳
多度津町	118	313,700	363,786	17.8年	40.5歳
まんのう町	120	338,400	388,820	23.3年	46.0歳

※1 平均給料月額及び平均給与月額は、令和7年4月分である。

※2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当（扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等）の額を合計したものである。

※3 平均経験年数及び平均年齢は、10進法で表している。

①－2 技能労務職の状況

市町名	職員数 (人)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 (円)	平均経験 年数	平均年齢
高松市	311	343,100	397,690	30.3年	49.3歳
丸亀市	95	336,600	375,784	29.6年	49.9歳
坂出市	26	305,900	371,431	27.2年	49.0歳
善通寺市	—	—	—	—	—
観音寺市	9	354,400	392,256	34.6年	56.2歳
さぬき市	6	341,800	363,383	28.7年	53.8歳
東かがわ市	3	341,300	359,567	35.7年	60.1歳
三豊市	42	303,800	315,586	28.9年	51.4歳
土庄町	—	—	—	—	—
小豆島町	32	270,800	308,008	18.8年	43.2歳
三木町	7	265,400	288,971	19.2年	52.1歳
直島町	—	—	—	—	—
宇多津町	19	323,500	350,347	25.2年	45.6歳
綾川町	—	—	—	—	—
琴平町	8	301,300	352,463	29.8年	49.4歳
多度津町	4	309,600	341,900	34.3年	55.8歳
まんのう町	7	364,300	378,586	36.1年	54.3歳

※1 平均給料月額及び平均給与月額は、令和7年4月分である。

※2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当（扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等）の額を合計したものである。

※3 平均経験年数及び平均年齢は、10進法で表している。

② 給料表の状況（一般行政職）

市町名	給料表の構造		
	級数	国と同じ	国と異なる
			備考
高松市	9		○ 繰足：4-31、5-28、6-4、7-16、8-24
丸亀市	8		○ 繰足：4-35、5-27、6-28、7-44、8-3
坂出市	8		○ 繰足：4-32、5-28、6-8、7-16、8-3
善通寺市	7		○ 繰足：4-32、5-16、6-20、7-16
観音寺市	7		○ 繰足：1-11、4-27、5-27、6-10
さぬき市	8		○ 繰足：4-30、5-22、6-10
東かがわ市	7		○ 繰足：4-19、5-8
三豊市	8		○ 繰足：4-12、5-8
土庄町	6		○ 繰足：5-8
小豆島町	6		○ 繰足：5-8
三木町	6		○ 繰足：5-8
直島町	6	○	
宇多津町	6	○	
綾川町	6		○ 繰足：5-8
琴平町	6		○ 繰足：5-8
多度津町	6	○	
まんのう町	6		○ 繰足：5-8
合計		3	14

※継足：国俸給表の最高号俸より高い額を当該市町給料表の最高号給としているもの。

(例：国俸給表 1級の最高号俸である93号俸と同額が当該市町給料表の 1級93号給で、当該市町給料表 1級の最高号給が105号給であるもの→1-12と表記する。)

※高松市の給料表は、令和6年度国俸給表からの継足。

③ 手当の状況（住居手当、通勤手当、特殊勤務手当）

③-1 住居手当の状況

市町名	住居手当		
	借家・借間		自宅
	支給上限額が国以下	支給上限額が国より高い	国と同じ（廃止）
高松市	○		○
丸亀市	○		○
坂出市		○	○
善通寺市	○		○
観音寺市	○		○
さぬき市	○		○
東かがわ市	○		○
三豊市	○		○
土庄町	○		○
小豆島町	○		○
三木町	○		○
直島町	○		○
宇多津町	○		○
綾川町	○		○
琴平町	○		○
多度津町	○		○
まんのう町	○		○
合計	16	1	17

③-2 通勤手当の状況

市町名	通 勤 手 当							
	交通機関利用者				自動車等使用者			
	国と 同じ	国と異なる		国と 同じ	国と異なる			その他(※3)
		運賃相当額 上限なし	新幹線鉄道等 の特例なし		支給額高 (※1)	距離区分が異な る(※2)		
高 松 市	○	○			○	○		
丸 亀 市	○		○		○	○		
坂 出 市	○		○		○	○		
善 通 寺 市	○		○		○	○		
觀 音 寺 市	○				○	○		
さ ぬ き 市	○		○		○	○		
東 か が わ 市	○		○		○	○		
三 豊 市	○		○		○	○		
土 庄 町	○		○		○	○	○	
小 豆 島 町	○		○		○	○		○
三 木 町	○		○		○	○		
直 島 町	○		○		○	○		
宇 多 津 町	○		○		○	○		
綾 川 町	○		○		○	○		
琴 平 町	○		○		○	○		
多 度 津 町	○		○		○	○		
まんのう町	○		○		○	○		
合 計	2	15	1	15	0	17	17	1
								1

※1 一部のみ高い場合を含む。

※2 最長区分が国より短いだけのものは除く。

※3 路線バス利用促進の特例。

③-3 特殊勤務手当の状況

市町名	特殊勤務手当				
	条例等の名称	A	B	C	計
高 松 市	高松市職員特殊勤務手当支給規程	6	1	24	31
	高松市病院局企業職員給与規程	4		13	17
	小 計	10	1	37	48
丸 亀 市	丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例	3		11	14
	丸亀市モーターボート競走事業職員の特殊勤務手当に関する規程			1	1
	小 計	3		12	15
坂 出 市	坂出市職員の特殊勤務手当に関する条例	2		9	11
善 通 寺 市	善通寺市職員の特殊勤務手当に関する条例			3	10
觀 音 寺 市	觀音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例	1	1	7	9
さ ぬ き 市	さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例	1	1	7	9
	さぬき市病院事業職員の給与に関する規程	1		21	22
	小 計	2	1	28	31
東 か が わ 市	東かがわ市職員の特殊勤務手当に関する条例・同規則	2		4	6
三 豊 市	三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例	2		5	7
土 庄 町	土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例・同施行規則	1		4	5
小 豆 島 町	小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例・同施行規則	3		4	7
三 木 町	職員の特殊勤務手当に関する条例	1			1
直 島 町	職員の給与に関する条例	2		3	5
宇 多 津 町	宇多津町職員の特殊勤務手当に関する条例	2		4	6
綾 川 町	綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例	2		10	12
琴 平 町	職員の特殊勤務手当に関する条例・施行規則	2	1	7	10
多 度 津 町	職員の特殊勤務手当に関する条例・同条例施行規則	2		5	7
	多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例	1		5	6
	小 計	3		10	13
ま ん の う 町	まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例・規則	3		6	9
	合 計	41	7	160	208

※A～Cの内容は以下のとおりである。

A：国が特殊勤務手当（人事院規則9-30第2条に定める手当をいう。）で措置している勤務と同様の勤務に対して設けている手当

B：A以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当（国の措置の例：俸給表、俸給の調整額等）

C：A及びB以外の手当

## 2 市町の定員管理の状況について

### 定員管理について

全国の地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態調査（「定員管理調査」）について、総務省からの公表にあわせて、令和7年4月1日現在の県内市町の定員管理の状況が次のとおり、とりまとめましたので公表します。

地方公共団体は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）において、平成17年度から平成21年度までの行政改革の計画（「集中改革プラン」）を公表すること、特に、定員管理の適正化計画については、平成22年4月1日における数値目標を掲げることが要請されていました。

各団体においては、この数値目標の着実な達成のため、事務事業の見直しや組織の統廃合、民間委託の推進等さまざまな手法により、定員の純減に取り組んできました。

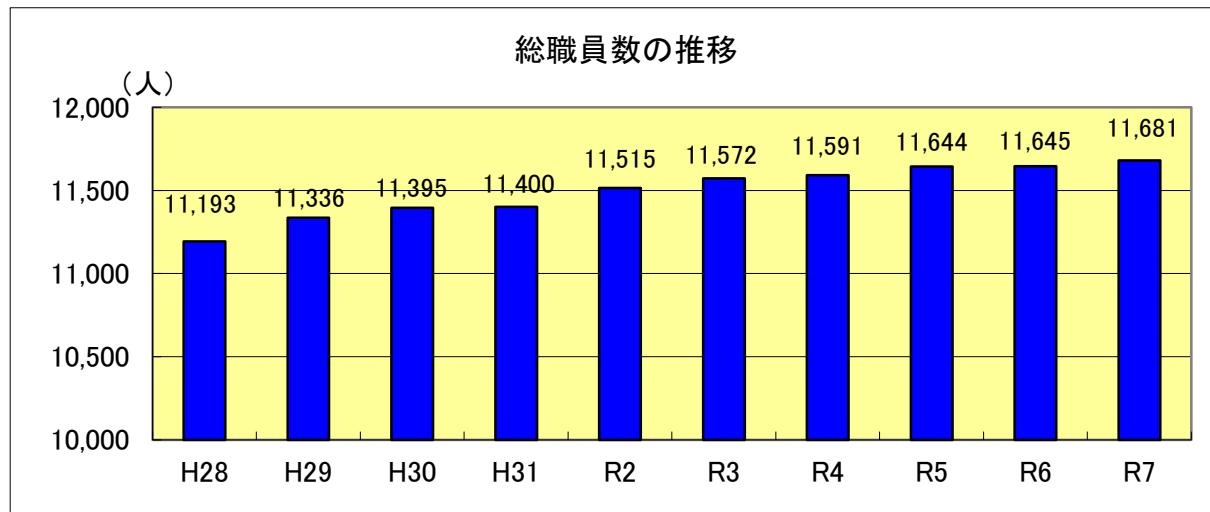
#### 1 総職員数の状況

令和7年4月1日現在における県内市町及び一部事務組合等の総職員数は、11,681人となっており、対前年比で36人の純増となっています。また、集中改革プランが始まった平成17年比の総職員数は、累積1,246人の純減となっています。

（単位：人）

区分 年度	市	町	一部事務 組合等	総職員数	対前年増減数
H28	7,868	1,602	1,723	11,193	122
H29	7,981	1,634	1,721	11,336	143
H30	7,843	1,639	1,913	11,395	59
H31	7,858	1,632	1,910	11,400	5
R2	7,965	1,633	1,917	11,515	115
R3	8,022	1,632	1,918	11,572	57
R4	8,037	1,629	1,925	11,591	19
R5	8,101	1,640	1,903	11,644	53
R6	8,048	1,627	1,970	11,645	1
R7	8,046	1,626	2,009	11,681	36

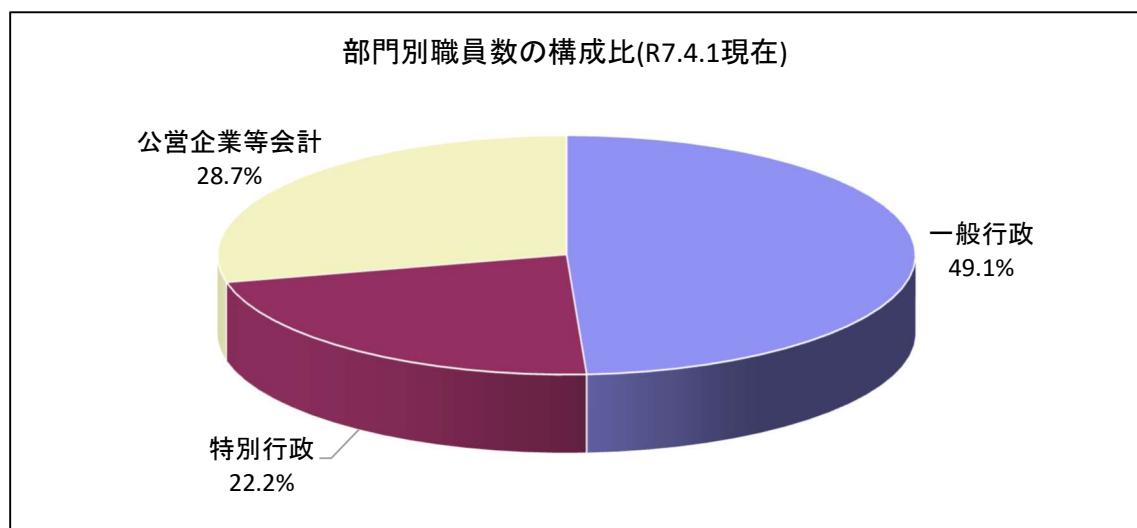
（備考） 職員数は、各年4月1日現在



## 2 部門別職員数の状況

総職員数を行政部門別にみると、一般行政部門が5,734人で全体の49.1%を占め、特別行政部門が2,591人で22.2%、公営企業等会計部門が3,356人で28.7%となっています。

- ・ 一般行政部門 [議会、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木]  
国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門
- ・ 特別行政部門 [教育、消防]  
国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門
- ・ 公営企業等会計部門 [病院、水道、交通、下水道、その他]  
独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門



3 市町別の職員数の状況（令和7年4月1日現在）

(単位：人)

区分 団体名	一般行政 部門	特別行政 部門	公営企業等 会計部門	総合計	対昨年 増減数
高松市	2,138	989	661	3,788	△ 20
丸亀市	563	283	94	940	3
坂出市	368	136	325	829	3
善通寺市	162	100	24	286	0
観音寺市	316	106	52	474	△ 2
さぬき市	287	59	322	668	△ 2
東かがわ市	255	24	16	295	4
三豊市	433	168	165	766	12
土庄町	131	19	26	176	△ 2
小豆島町	125	36	63	224	7
三木町	147	46	21	214	1
直島町	63	11	7	81	2
宇多津町	99	15	11	125	△ 1
綾川町	132	20	106	258	△ 9
琴平町	108	12	10	130	3
多度津町	114	71	13	198	1
まんのう町	138	57	25	220	△ 3
市町計	5,579	2,152	1,941	9,672	△ 3
一部事務組合等計	155	439	1,415	2,009	39
合計	5,734	2,591	3,356	11,681	36